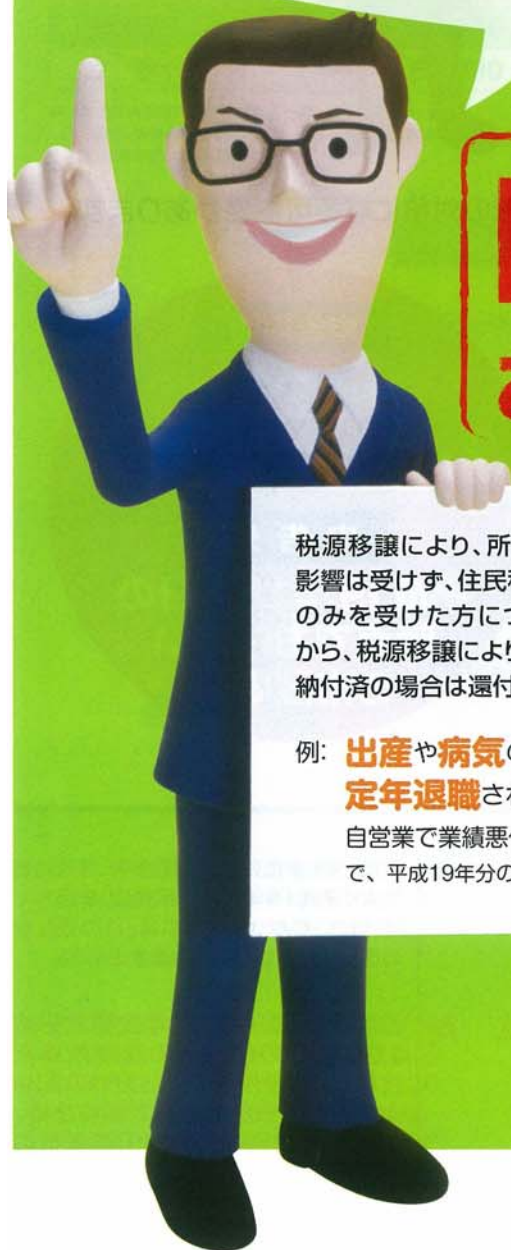


平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方

申告により、平成19年度の 住民税が還付 されます



申告を
お忘れなく!!

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

例: **出産**や**病気**のため**長期休職**されていた方
定年退職された方や**依願退職**された方
自営業で業績悪化のため**大幅に所得が減った**方で、平成19年分の所得税が課されなかった方



申告期間

平成**20年**
7月1日
~**31日**まで

申告先

平成19年1月1日の
時点でお住まい
の市区町村

平成19年に所得が減って

申告を
お忘れなく!!

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

対象となり得る方は、
例えば…



出産や
病気のため
長期休職
されていた方



定年退職
された方や
依願退職
された方



自営業で
業績悪化のため
大幅に所得が
減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

所得変動に係る経過措置による住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

申告書は、市区町村で配布する所定の様式に、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

なお、申告後、市区町村では還付の対象になるかどうかの審査を行い、申告を行った方に対しその結果を通知します。還付の対象となる方については住民税の還付の手続きを行います。適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申告期間

平成20年
7月1日～31日まで

申告先

平成19年1月1日の
時点でお住まい
の市区町村

所得変動に係る
経過措置

Q&A

Q 還付の申告をする際に、申告書のほかに提出する資料はありますか？

A ありません。ただし、平成19年分の所得税の確定申告書や平成20年度の住民税申告書を提出されていない方には、還付の申告後、適用の可否を審査するために所得の有無等を市区町村の住民税担当課からお尋ねすることがあります。

Q 私は、平成19年1月1日にA市に住所がありましたが、10月にB市に引越しました。この措置を受けるための申告書は、A市とB市のいずれに提出すればよいのですか？

A 平成19年度分の住民税の課税を行った市区町村に申告していただく必要がありますので、平成19年1月1日の時点でお住まいだったA市に申告してください。

Q 平成19年中に死亡した場合や、海外勤務により平成19年中から平成20年中まで国内にいなかった場合には、この住民税の還付の措置は適用されますか？

A この措置は、平成19年度分と平成20年度分の住民税の課税所得を比較して、所得が減った方への配慮として設けられた措置であるため、ご質問のように、平成20年度分の住民税の納税者とならない場合には、この措置は適用されません。

所得税が課されなかった方が対象です

所得変動に係る経過措置のモデルケース(夫婦)

〈平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合〉

(単位:円)

| | 平成19年(度) | |
|-----|----------|---------|
| | 税源移譲前 | 税源移譲後 |
| 所得税 | 150,000 | 75,000 |
| 住民税 | 80,000 | 155,000 |
| 合計 | 230,000 | 230,000 |

平成19年の
所得が減少



〈平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合〉

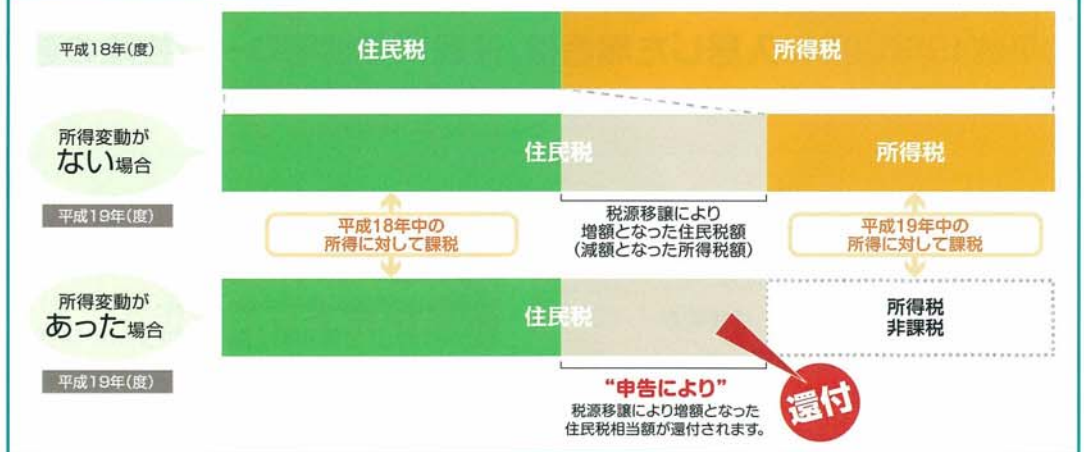
| | 平成19年(度)所得なし | | 税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額) |
|-----|--------------|-------------|------------------------------|
| | 税源移譲前の税率を適用 | 税源移譲後の税率を適用 | |
| 所得税 | 0 | 0 | 0 |
| 住民税 | 80,000 | 155,000 | 75,000 |
| 合計 | 80,000 | 155,000 | 75,000 |

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止された等の影響があることに留意ください。
また、均等割額は除いています。

75,000円
が還付!!

◎所得変動に係る経過措置



Q 私は、平成20年3月に退職しました。平成20年中の所得はなく、所得税は課税されない見込みです。この場合、この措置は適用されますか?

A この措置は、平成19年度分の住民税についてのみ適用されます。ご質問の場合は、適用されません。平成20年(度)以降については、所得税・住民税ともに、税源移譲後の税率で課税が行われますので、適用されません。

Q 私は、平成18年分の所得税は課税されました。平成19年分の所得税は、住宅ローン控除による税額控除により、所得税はゼロになりました。この場合は、平成19年度分の住民税の還付の措置の対象になるのですか?

A この措置は、平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった場合に適用されますので、住宅ローン控除などの税額控除によって、所得税が課税されなくなった方には、この措置は適用されません。

Q 還付措置の対象となり、住民税の還付を受けたのですが、その後平成19年中の所得の申告漏れがあり、税務署へ修正申告をしました。還付措置が取り消されることはないですか?

A 修正申告を行った結果、還付措置の対象とならなくなった場合は、還付措置が取り消されることがあります。この場合、住民税の還付を行った市区町村が後日あらためて還付金相当額を徴収することになります。詳しくは還付を行った市区町村におたずねください。

平成19年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方で、住民税の住宅ローン控除の申告をお忘れの方はいませんか？

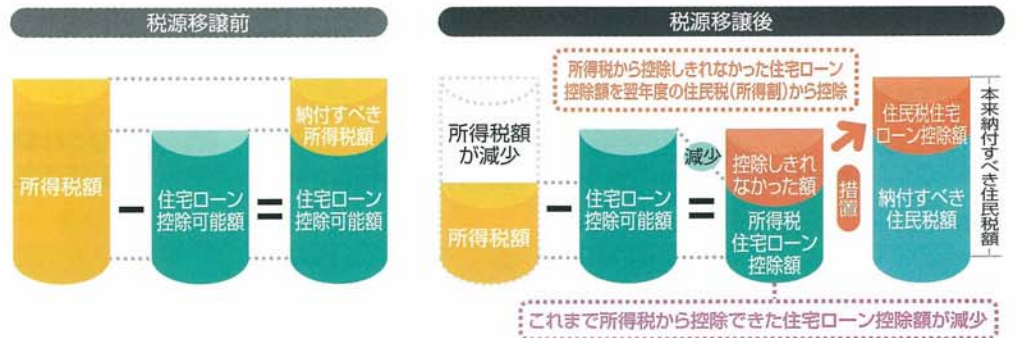
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により、平成20年度の住民税(所得割)から控除できることとなっています。

申告期限は原則として平成20年3月17日までとなっていますが、平成20年度分の住民税の納税通知書が送達されるまでは申告が可能です(期限後に市区町村に申告書を提出した場合でも、やむを得ない理由があると認められる場合には、適用が受けられる場合もあります)。

まだ申告書を提出されていない方は、速やかに平成20年1月1日の時点でお住まいの市区町村に申告をお願いします。

◎住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

前年の所得税から控除しきれない額が発生した場合、翌年の申告期限(原則毎年3月15日)までに、その年の1月1日の時点でのお住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。



| 住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方 | 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |
|---------------------|----------------------|
| 所得税の確定申告をされない方 | 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出 |
| 所得税の確定申告をされる方 | 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出 |

◎平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。



平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わりました。

身近でよりよい行政サービス

を行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が実施されました。それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えました。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。

! 悪質な「振り込め詐欺」による被害が発生しています



税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

市区町村の税務職員が電話による問合せ・確認をする場合は、申告書等に基づきその内容をご本人に確認することを原則として行っています。

税務職員が還付金受取のために、

①金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。

また、

②金融機関の口座を指定して金銭の振込みを求めることもありません。ご注意ください。不審なことがありましたら、まずは電話等でお住まいの市区町村の税務担当課へ確認しましょう。

総務省・全国地方税務協議会

●総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

●全国地方税務協議会 <http://zenzeikyoo.jp/>

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせください。